

休日保育の概要

◆休日保育とは

日曜日や祝日に家庭において保育ができないときに保育施設でお子さまを預かる事業で、夫婦ともに日曜日に仕事をするなどの理由が必要となります。

◆開 始 令和3年10月31日(日)からの日曜日・祝日
(12/29-1/3を除く)

◆実施園 やよいこども園(弥生大字上小倉)

◆対 象 次のすべてに該当する園児

- ・日曜祝日に家庭で保育ができない園児
- ・佐伯市に住民票がある園児
- ・保育支給認定を受け認可保育所に入所している2歳児から就学前の園児

◆定員 20人程度

◆利用料 無料

◆申込等 利用希望月の前月10日までに申込書をこども福祉課または各振興局に提出してください。

福祉保健部こども福祉課 0972-22-3972(直通)

◆利用条件

保育料が新たに発生しないことや家庭での保育時間を確保するため下記のとおり平日1日を家庭での保育日とします。

通常の保育所利用と休日保育を利用する場合のイメージ

通常の保育所利用の場合

月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日
保育所利用						休み

休日保育を利用する場合

月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日
保育所利用		休み	保育所利用			実施園で 保育所利用

上記は一例です。月曜日から土曜日までの中でどこか1日保育所を休むこととなります。